

令和4年1月31日一部改正の厚生労働省事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」の「周知依頼」が届きましたので、ご案内いたします。

下記の「事務連絡」等が届きました。その中で、新型コロナウイルス感染者の就業制限解除に関する取扱いについて、職場復帰する従業員に対し、事業主は各種の証明を求めることをお控えいただくよう依頼しております。詳細は、各文書等をご確認くださいませようお願い致します。

記

1 「事務連絡」令和4年2月8日(2ページ)

[感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知徹底について](#)

厚生労働省「事務連絡」令和2年5月1日(令和4年1月31日一部改正)(7ページ)

[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて](#)

文中記載

厚生労働省「事務連絡」令和4年1月5日(令和4年1月28日一部改正)(11ページ)

[新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について](#)

2022年2月4日